

## 岐阜県立東濃高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

### 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

#### (1) 定義

##### 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・喧嘩と思われる事案についてもいじめとして検討を行う。（3の留意点参照）

#### (3) 東濃高等学校いじめ防止基本方針の意義

- ①生徒の尊厳を保持することを目的として、いじめ問題克服に向けて取り組む。
- ②いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために岐阜県立東濃高等学校いじめ防止基本方針を策定する。
- ③本校のいじめ防止基本方針の内容については、年度初めに生徒・保護者・地域・関係機関等に説明し、共通理解を図る。

#### (4) 本校の課題と姿勢

##### ①課題

- ・各種調査の結果および、学校の様子から次の4点の課題があげられる。
  - ア. 情報モラル違反
  - イ. 新入生の人間関係トラブル
  - ウ. 発達障がい疑いがある生徒に対する嫌がらせやかからかい
  - エ. 多文化共生に伴う人権教育

これらを受け、特に一年生の適応指導や早期の情報収集を徹底し、共通意識をもって早期対応に努める必要がある。

##### ②姿勢

・「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはいつでもどこでも起こりうる」の意識を生徒一人一人に徹底する。

- ・いじめを許さない学校づくりを進め、生徒一人一人を大切にす全職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・生徒の主体的、積極的な活動（授業、部活動、生徒会活動等）を推進することで、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができ、自己有用感や自己肯定感を育むことができる学校をつくる。
- ・全ての生徒がいじめの関係生徒、対象生徒、観衆、傍観者にならないように指導を徹底する。
- ・いじめは心身の健全な成長及び人格の形成に重要な影響を与え、生命または身体に危険を生じさせる許されない行為であることを理解させ、生徒の主体的、積極的な普及啓発活動を推進する。
- ・いじめを受けた生徒の生命、心身の安全を確保することを最大の目的とする。
- ・いじめ問題には学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめ問題は根の深い問題であることを理解し、継続して注意深く経過観察をおこない、折に触れて必要な指導をおこなう。

### 2 いじめ問題未然防止の取組

#### (1) いじめ問題防止等の組織的対策

##### 法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ①いじめ防止等に関する措置を実効的におこなうために「いじめ防止等対策検討会議」を置く。
- ②いじめ防止等対策検討会議の構成員は次のように定める。

学校関係者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、図書主任、各学年主任、特別活動担当者、渉外担当者、国際部長、教育相談担当者

外部専門家および第三者：弁護士、公認心理師、PTA会長、地域代表
- ③いじめ防止等対策検討会議の構成者については、いじめ問題等を発見した場合など、必要な場合は学級担任や養護教諭などを加えるものとする。
- ④いじめ防止等対策検討会議は年間2回開催する。（5月と2月）

緊急を要する場合については、その都度開催する。

#### (2) 本校の組織的取組

##### ①学校全体の取組

- ・全ての教育活動を通じて、自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践、行動ができるような人権意識を醸成する。
- ・奉仕活動やMSL活動を含めた全ての教育活動を通じて、より良い道徳性を備えた生徒を育てる。
- ・日頃から危機管理体制を整備し、全職員間で「報告、連絡、相談」ができる環境を整えておく。
- ・いじめの対応についての職員研修会（生徒支援職員研修）を開催する。
- ・5月と2月のいじめ防止等対策会議において、計画の確認、評価、検討、見直しを行うことによってより良い学校運営を行うものとする。
- ・いじめをしない態度や能力の育成等、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境

づくりのために東濃高校いじめ防止プログラム（年間計画）を定める。  
 ・いじめの早期発見・事案対処等のあり方について、事案対処マニュアル（別6）を定める。

・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みが行われているかを、点検し、必要に応じて修正を行う（PDCAサイクルの確立）。

②生徒指導部の取組（生活指導、教育相談、特別活動）

- ・基本的生活習慣の確立と規範意識の向上を目指して指導をおこなう。
- ・いじめのアンケートや迷惑調査等を実施し、生徒からのサインや生徒の問題行動等を見逃さず、全職員が同じ指導ができるように、生徒指導体制を整備する。
- ・外部機関やスクールカウンセラー等との連携を図る。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に開催する。
- ・部活動や生徒会活動等で生徒が主体的積極的な活動ができるように支援をする。
- ・ホームルーム活動の工夫により、人権意識やコミュニケーション能力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観、公共心を育成し、人間関係の形成を図る。
- ・学校行事において、望ましい人間関係を育成し、居場所や絆づくりを推進する。
- ・全職員がいじめ相談に対応できるための職員研修会（4月）や発達障がいのある生徒対応のための職員研修会（4月）、各種検査活用のための職員研修会を実施し、職員のスキルアップを図る。

③アドバンス部教務担当の取組（教科指導、涉外）

- ・ユニバーサルデザインを意識した、誰にでもわかりやすい授業を推進する。
- ・自ら学ぼうとする意欲を引き出すための「認めて」「褒める」指導と、その「加点」による良い面を「伸ばす」評価の工夫を行い、自己有用感を育む。
- ・「学びなおし」を実践する。（各教科での工夫、朝トレの実施等）
- ・外国につながる生徒の積極的な受け入れとともに、多文化共生教育に努め、多様な生徒との互いを認め合うコミュニケーションの構築を図る。
- ・演劇表現ワークショップを通して、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ・いじめ問題について基本方針をPTA総会（紙面開催）において伝える。

④アドバンス部進路指導担当の取組

- ・進路意識を明確にし、進路実現に向かわせることで、現在の生活実態に目を向けさせる。
- ・様々な「就職先、進学先」を見聞することで、社会の中で自分とは異なる立場にいる人々の心情を思いやる機会にする。また同時に、身近な人々の生活や心情を考える機会を与える。
- ・キャリア教育プログラムを通して、働くことの意義や他者の立場に立った言動を涵養する。

⑤保健厚生部の取組

- ・命を守る訓練を通して、命の大切さを知り、思いやりの心を育てる。
- ・環境整備を通して、互いに気持ちの良い空間の維持に努める。

⑥国際部の取組

- ・全ての教育活動を通じて、多様な価値観（個性や文化）の中で、他を尊重して行動できる生徒を育成する。
- ・多言語支援を通じて、保護者や地域の外部機関と連携し、生徒が置かれている実態を多角的に捉える。

(3) 年間計画

月	行 事	取組内容
4	第1回生徒支援職員研修会 入学式、始業式 対面式、部紹介 春の教育相談週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対応や生徒支援等の対応についての学校方針と具体的対応を確認する。</li> <li>・いじめ防止に関する講話</li> <li>・学校紹介、居場所づくり。</li> <li>・新しい学級担任が生徒全員と面談し、学校不適応や困り感などを早期につかむ。</li> </ul>
5	命を守る訓練① 第1回いじめ防止等対策 検討会議 人権映画 交通安全講話・携帯安全 LHR 第2回生徒支援職員研修 会第1回外国につながる 生徒等連絡会議 MSL活動啓発活動  クレペリン検査 第1回教育相談・特別支 援教育連絡会 心のアンケート① 進路見学会（2年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命の大切さを考える。</li> <li>・前年度の評価に基づいて、いじめ防止の基本方針と未然防止計画の確認をおこなう。</li> <li>・豊かな心を育成する。</li> <li>・交通ルールを守り命の大切さを学ぶ。</li> <li>・情報モラルを学び、豊かな心を育成する。</li> <li>・発達障がい生徒等の対応について研修をおこなう。</li> <li>・外国につながる生徒の情報交換、支援の仕方を検討する。</li> <li>・地域に根差した公共心を育成する。</li> <li>・環境美化や防犯についての啓発活動をおこなう。</li> <li>・生徒理解の資料とする。</li> <li>・生徒の情報交換、支援計画の立案と支援方法を検討する。</li> <li>・心身の健康状態と悩みの把握をおこなう。</li> <li>・進路意識を向上させる。</li> </ul>
6	Q U検査 球技大会 第2回外国につながる生 徒等連絡会議 迷惑調査① 第1回県いじめ調査 クレペリン検査事後研修 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒理解の資料とする。</li> <li>・学級の絆づくりと公正さを尊重する。</li> <li>・外国につながる生徒の情報交換、支援の仕方を検討する。</li> <li>・校内迷惑調査で実情を把握する。</li> <li>・第1回県いじめ調査（4月～6月）</li> <li>・検査結果の有効利用について研修会をおこなう。</li> </ul>
7	第2回教育相談・特別支 援教育連絡会  三者懇談会 SOSの出し方LHR QU検査事後研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回で対象となった生徒の現状や支援方針の検討をし、新たに分かった要支援生徒への支援方針と支援方法の確認をする。</li> <li>・家庭生活での状況を確認する。</li> <li>・スクールカウンセラーによる心の健康を考える。</li> <li>・検査結果の有効利用について研修会をおこなう。</li> </ul>
9	秋の教育相談週間  命を守る訓練② 心のアンケート②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒からの希望によって相談相手を決定し、本音で相談できる機会をつくる。</li> <li>・命の大切さを考える。</li> <li>・心身の健康状態と悩みの把握をおこなう。</li> </ul>
10	第3回教育相談・特別支 援教育連絡会 第2回県いじめ調査 文化祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の情報交換、支援方法の検討をおこなう。</li> </ul>
11	球技大会  MSL活動啓発活動  進路別説明会 迷惑調査② 心のアンケート③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の企画・運営によって、学級の連帯感発揚の場とする。</li> <li>・地域に根差した公共心を育成する。</li> <li>・環境美化や防犯についての啓発活動をおこなう。</li> <li>・進路意識を向上させる。</li> <li>・校内迷惑調査で実情を把握する。</li> <li>・心身の健康状態と悩みの把握をおこなう。</li> </ul>
12	薬物乱用防止講話 第4回教育相談・特別支 援教育連絡会 命を守る訓練③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの健康を考え、管理していく能力を育成する。</li> <li>・生徒の情報交換、支援方法の検討をおこなう。</li> <li>・命の大切さを考える。</li> </ul>

	三者懇談会	・家庭生活での状況を確認する。
1	第3回県いじめ調査 迷惑調査③ キャリア教育プログラム	・第3回県いじめ調査（11月～1月） ・校内迷惑調査で実情を把握する。 ・働くことの意義や他者の立場に立った言動を涵養する。
2	第5回教育相談・特別支援教育連絡会 第2回いじめ防止等対策検討会議  心のアンケート④	・生徒の情報交換、支援方法の検討をおこなう。  ・今年度の評価から、来年度のいじめ防止のための基本方針と未然防止計画を作成する。 ・来年度のいじめ防止基本方針の確認をおこなう。 ・心身の健康状態と悩みの把握をおこなう。
3	合格者面談 中高連絡会	・いじめ経験のある生徒についての情報収集 ・中学からの支援を継続できるよう支援個表作成
通年	生徒指導部報 意見ボックス  演劇表現ワークショップ (年3回)	・心に訴える積極的生徒指導を展開する。 ・善行・危惧など生徒からの提案を活用する。 ・全生徒が安全で安心に学校生活を送れるような提案を学校行事等を通しておこなう。 ・コミュニケーション能力を育成する。

### 3 いじめ問題早期発見の取組と留意点

#### (1) いじめの定義とその留意点

##### ①いじめとして取り扱う場合

- ・1ー(2)で示した具体的な態様等をいじめとして扱う。

##### ②柔軟な対応

- ・関係生徒がすぐに謝罪をした場合などすぐに良好な人間関係が再び構築された場合などは、状況を見守るなどの柔軟な対応をおこなう。ただし、いじめ防止等対策会議等への情報提供をおこなう。

##### ③喧嘩として扱う場合の留意点

- ・喧嘩として扱うかを判断する場合は、以下の項目について検討をおこなう。
- ・あてはまらない項目がひとつでもある場合はいじめとして取り扱う。

項目 ア：繰り返しおこなわれていない      イ：対等である  
ウ：公平である      エ：平等である

#### (2) 早期発見の留意点

教職員は次の点に留意して早期発見に努める。

- ①認知件数の増加は肯定的に評価されるものである。
- ②いじめ問題の情報に対策検討会議等に報告する義務がある。
- ③日常業務の中で最優先すべき事案は命に関わる事案と自殺予防、いじめ問題への対応である。
- ④生徒に対する言動には十分注意し、生徒の様子を注意深く見守る。また、変化を察知した場合はすみやかに対応する。

#### (3) 早期発見の取組

- ①主任会、学年会、生徒指導部会で、常に生徒に関する情報交換をおこなう。
- ②定点観察を全職員でおこなうことにより、早期発見に努める。
- ③定期的に「実態調査」を実施し、状況を把握する。(6月、10月、1月の年3回)
- ④年間を通して、職員に「気づきメモ」による生徒の気になる言動等の状況を報告してもらい、早期発見に努める。
- ⑤毎月保護者と共におこなう「あいさつ運動」で生徒の姿・態度等を観察する。
- ⑥日常の整理整頓により、死角を減らし、問題の早期発見に努める。
- ⑦保健室来室の状況を把握し、問題の早期発見に努める。

#### (4) 防止・早期発見・対処について

- ①いじめの防止や早期発見、対処等にあたる場合は【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント(別紙7)】を参照する。
- ②学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

### 4 いじめ問題発生時の対処

#### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

<p>法：第23条</p> <p>1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p> <p>2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p> <p>4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>
---

#### ①組織対応

いかなるいじめ事案であっても、校長が先頭に立った組織対応をおこなう。

- ・生徒指導部と学年会による対応
- ・生徒指導委員会による対応
- ・いじめ防止等対策検討会議による対応
- ・スペシャリストサポート事業を活用した対応

#### ②対応手順(いじめ対応フロー図)

- ・学年会、生徒指導部員等が2人以上のチームを組んで、関係生徒や周辺生徒、保護者からの事実関係の把握をおこなう。(関係生徒と対象生徒の事実関係等)
- ・生徒指導委員会で問題の内容が人権侵害にあたり、いじめとして対処すべきかどうかの判断をおこなう。
- ・同上の委員会で判断材料が不足している場合はさらなる調査をおこなう。
- ・学級担任、教育相談担当者、養護教諭等が中心になって対象生徒と保護者への説明と支援をおこなう。必要があれば専門家の支援を要請する。

- ・生育歴、家庭環境、過去の指導歴などを考慮したうえで、関係生徒への指導と保護者への説明や助言をおこなう。
- ・指導方法や指導計画については本校の申し合わせ事項を参考にしながら、生徒指導委員会で決定をする。
- ・岐阜県教育委員会（以下「県教委」）への連絡と経過説明をおこない、助言等を求める。
- ・生徒指導部と学年会、学級担任が中心となって、いじめ問題の再発を防ぐために事後指導や経過観察を注意深くおこなう。
- ・県教委へ経過や背景、対応、結果等について報告書を作成し提出する。

## (2) 「重大事態」と判断された時の対応

### 法：第28条

1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### ①対応順序

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む。）への報告をし、詳しい調査の実施について、学校主体か県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### ②学校主体調査

- ・生徒指導部と学年会を中心に調査をおこなうが、重大事態に直接の人間関係や利害関係がある構成員以外でおこなう。
- ・スペシャリストサポート事業を活用して第三者を加えることができる。

#### ③学校主体調査の注意事項

- ・地域担当生徒指導主事や学校安全課と連携をとり、指示を仰ぐ。
- ・説明責任が果たせることを念頭においた生徒のプライバシー及び関係者の個人情報保護をおこなう。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り明確にする。
- ・学校にとって不都合な事実があっても、事実をしっかり向かい合おうとする姿勢で臨む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に調査内容やその用途等について十分な説明をおこなう。
- ・調査結果は県教委へ報告をし、県教委から知事へ報告をしてもらう。

#### ④重大事態対応の留意点

- ・いじめにより重大な被害が生じたという申し立てが、生徒や保護者からあった場合は、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。生徒・保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があること

から、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 5 情報等の取扱いについて

### (1) 個人調査データについて

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の開示を求められたりすることがある。これを想定して、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等の原本等の一次資料と、文章等の二次資料および調査報告書は卒業後5年間保存する。

### (2) 心理検査等の有効利用について

- ・各学年でおこなう心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料になることから、検査結果の活用方法や取り扱い方について職員研修会を実施する。

## 6 いじめ問題の解消について

### (1) 事後指導と経過観察

- ・一定の指導や援助が終了した後、生徒支援と学年団を中心に事後指導や経過観察を3ヶ月以上おこなう。

### (2) 解消の判断

- ・いじめ問題の解消については、6-（1）の指導援助が終了後検討会議で判断する。

平成27年4月	制定
平成28年4月	一部改定
平成29年4月	一部改定
平成29年9月	一部改定
平成30年4月	一部改定
平成30年9月	一部改定
令和2年4月	一部改定
令和3年3月	一部改定
令和4年3月	一部改定
令和5年3月	一部改定
令和6年3月	一部改定
令和7年2月	一部改定
令和8年2月	一部改定

